

平成25年度 第1回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成25年12月20日（金） 午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 場 所
千葉県庁中庁舎 10階 大会議室
- 3 出席者
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長
石川委員、前田委員、近藤委員、藤倉委員、坂本委員、沖津委員、葉山委員、村上委員、松蘭委員、宮脇（健）委員、伊藤委員、柳委員
事務局：環境生活部 矢沢次長
環境政策課 山崎課長、工藤副課長、山縣班長、田中副主幹、平田副主幹、吉田副主査、高見副主査
傍聴人：0名
- 4 議 題
(1) 委員長及び副委員長の選出について
(2) 近年における環境影響評価制度の改正状況について（報告）
(3) 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（風力発電所の追加）について（諮問）
(4) その他
- 5 議事概要
(1) 委員の互選により、委員長に吉門委員、副委員長に齋藤委員がそれぞれ選出された。
(2) 別紙のとおり。
(3) 別紙のとおり。
(4) 次回の委員会は1月17日（金）とする。詳細は後日連絡する。

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 近年における環境影響評価制度の改正状況について（資料1）
- 3 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（風力発電所の追加）について（資料2）
- 4 環境アセスメント制度の概要（千葉県）（資料3）
- 5 技術指針 新旧対照表（事務局案）（資料4）

参考資料

- 千葉県環境影響評価条例等（規程集）
- 千葉県行政組織条例（抜粋）
- 千葉県環境影響評価委員会運営要領

【別紙】

近年における環境影響評価制度の改正状況について

(1) 事務局説明 環境影響評価制度の改正状況について資料1により説明。

(2) 要旨

○法・条例改正により事後調査報告書が提出された際には知事も公告・縦覧を行うこととなったが、内容の問題性の有無に関わらず、本委員会に報告してもらえるのか。

⇒事務局：そのような対応を取らせていただきたい。

千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（風力発電所の追加）について

(1) 事務局説明 諮問事項について資料2、3、4により説明。

(2) 要旨

○水平線を低く帯状に飛翔するために小型の風車の方がぶつかる確率が高くなる鳥類もあり、アセス対象規模をワット数で決められると、小規模な風車について保全対策が抜け落ちてしまうのではないかという懸念がある。

⇒事務局：対象とする規模はどこかで線引きをしなければならず難しい問題であるが、工作物等を設置する場合には、関係法令による手続きがあり、市町村の所管事務もあるためそのような所で意見を付すことは可能と考える。

○判断材料として、他県ではどのような根拠で判断したのかももう少し資料がほしい。特に、長崎県はワット数と併せて基数による規模（10基）も設定されており、議論の経緯等をできれば報告していただきたい。

⇒事務局：把握しうる限りの整理をして、次回御報告したい。

○審議の過程を残して県民に示すという意味でも、国（法）が第2種を7,500kWとした理由と、千葉県（条例）もそれが妥当だと思える理由を説明してほしい。また、海上について、特別な地域は規模要件を小さくする判断も有り得るのではないか。

⇒事務局：国が第1種を1万kW以上とした理由は、①騒音・低周波音の苦情発生率が4割近くに上る②立地場所の動植物の脆弱性の観点で地熱発電と似通っている③土地改変面積が概ね5ha以上になる④出力ベースのカバー率が80%になる、の4点である。なお、第2種の規模は、政令で第1種に係数0.75を乗じた規模と定められている。現在、事務局で把握している調査結果では、県内で長期にわたって深刻な環境問題となっている苦情はないため、他の多くの事業と同様に法第2種と同等の規模を御提案したものである。今後何らかの支障が出てくれば、規模を下げることもありうると思っている。

○別表第二について、新たに「資材又は機械の運搬」に「人と自然との触れ合いの活動の場」を追加し「工事」には追加しない判断基準は何か。

⇒事務局：特に風車の設置の場合、大きな部材を一定期間運ぶことになりアクセス路の輻輳という点で懸念があると考え、特化して追加したものである。

○別表第一について、超低周波音が工場や飛行場等その他全ての事業区分にかかるということか。

⇒事務局：必要性があれば適正に選んでいただくことになる。

○法第2種と条例の規模要件を同じにした場合、法と条例の両方が適用となるが、条例の技術指針の項目が法の項目と違う場合には、県の技術指針の項目についても見ていくということによいか。

⇒事務局：方法書段階の本委員会において、県の技術指針の項目も含めて、地域特性を踏まえた観点から調査・予測・評価の項目・手法の選定について御意見をいただき、最終的に知事意見を出すことになる。